

「女性版骨太の方針2023」の策定に向けた検討

令和5年4月27日
男女共同参画会議

女性登用の加速化

女性登用の加速化は、社会経済の意思決定の多様性と活力を高めることとなり、また、女性のキャリア形成の意欲を高める点で重要。投資家が企業における女性役員比率を重視する傾向が強まっている点も考慮し、諸外国の例を参考に、企業における女性役員比率の向上に向けた取組を進める必要がある。パイプライン構築の観点からは、管理職における女性比率向上のための施策も併せて検討を行う必要がある。

図1 女性役員がいない企業数・割合

プライム市場上場企業で女性役員がいない企業は約2割に上る

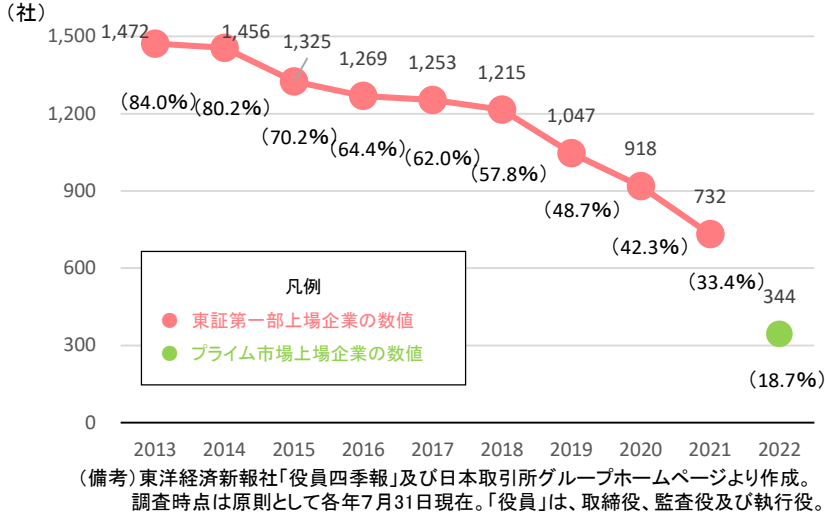


図2 諸外国の女性役員比率の推移

諸外国では数値目標の設定等により女性役員比率の向上を実現

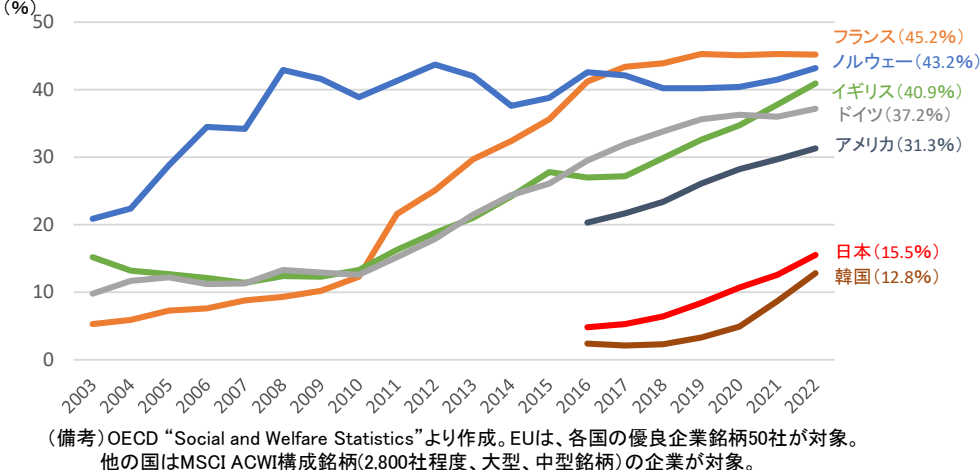


図3 機関投資家等による女性活躍情報の活用状況

**投資判断に女性活躍情報を活用している機関投資家等は約3分の2
活用する割合が最も高い女性活躍情報は「女性役員比率」**

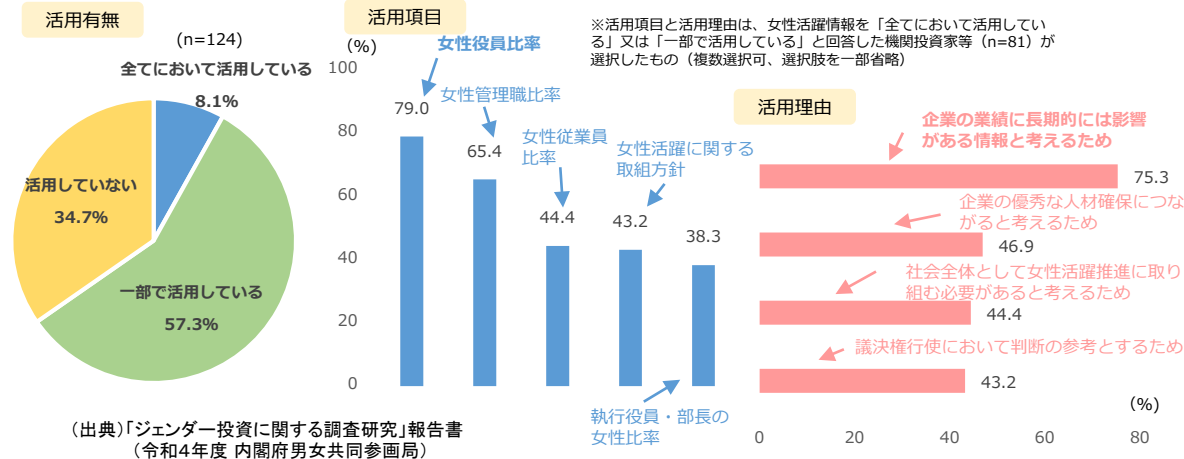
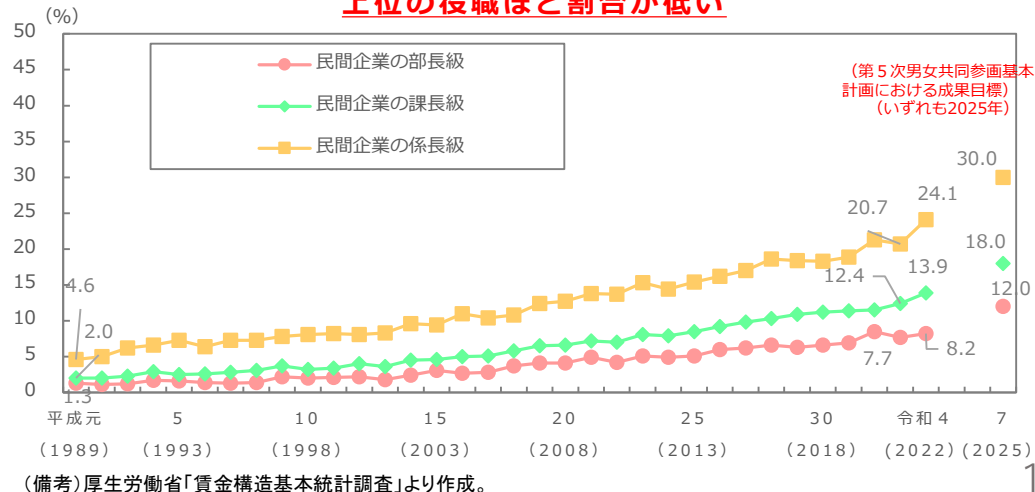


図4 民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合の推移

**部長級、課長級、係長級に就く女性割合は近年上昇傾向にあるが、
上位の役職ほど割合が低い**

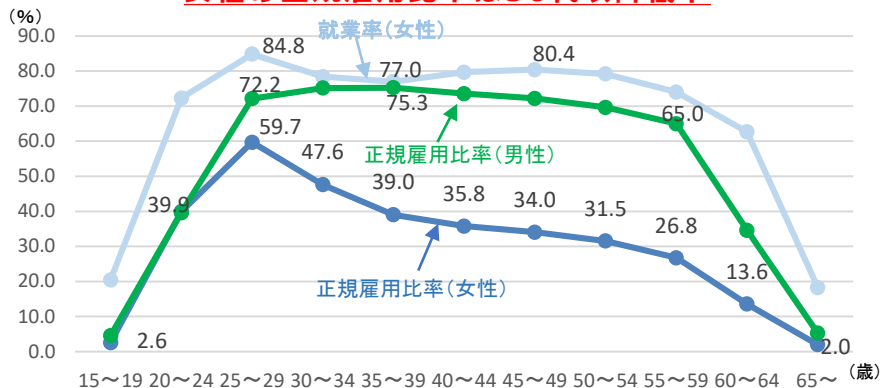


女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

女性に多い非正規雇用労働者、経済的に厳しいひとり親世帯の現状、無償労働時間の女性への偏り等を踏まえ、女性の所得向上・経済的自立に向けた取組を強化していくことが重要である。全国津々浦々で女性の経済的自立を実現するためには、各地方自治体における地域のニーズに応じた取組を推進するなど、更なる具体策を検討する必要がある。

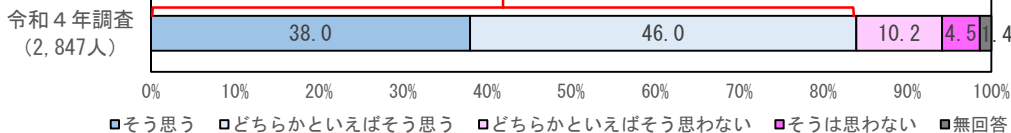
図5 L字カーブ

女性の正規雇用比率は30代以降低下



(参考)「育児などに女性の方がより多くの時間を費やすことが、職業面での女性活躍が進まない要因の一つ」という意見について

84.0%



(備考) 上図は総務省「労働力調査(基本集計)」(令和4年)、下図は内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和4年11月調査)より作成。

図6 ひとり親世帯の現状

ひとり親世帯の収入は一般世帯と比較して低い

	母子世帯	父子世帯	一般世帯(参考)
就業率	86.3%	88.1%	女性72.4% 男性84.2%
雇用者のうち非正規	46.5%	8.4%	女性50.5% 男性17.0%
平均年間就労収入	236万円 正規: 344万円 パート・アルバイト等: 150万円	496万円 正規: 523万円 パート・アルバイト等: 192万円	平均給与所得 女性302万円 男性545万円
養育費受領率 (うち養育費の取り決めをしている世帯の受領率)	28.1% (57.7%)	8.7% (25.9%)	—

養育費: 希望する全てのひとり親世帯が養育費を受領できるようにすることが重要であるという認識の下、まずは**2031年に、全体の受領率(養育費の取り決めの有無にかかわらず受領率)を40%、養育費の取り決めをしている場合の受領率を70%とすることを目指す。**

(備考) 母子世帯及び父子世帯は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査(令和3年度)」(推計値)、一般世帯は総務省「労働力調査(令和4年)」、国税庁「民間給与実態統計調査(令和3年)」

図7 独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)及び男女共同参画センターの機能強化による地域のニーズに応じた取組の推進

「独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書(令和5年4月11日)」(概要)

★機能強化に当たっての基本方針 ※男女共同参画センター…「センター」

NWECについて、男女共同参画基本計画に定める施策全般にわたり事業を展開する「**ナショナルセンター**」、各地のセンターを強力にバックアップする「**センターオブセンターズ**」として機能強化を図るとともに、それによって、センターの機能強化を図る。

★機能強化に係る主な施策・取組

○地域・社会におけるニーズの把握と対応の充実

- ✓女性デジタル人材に関する基礎的な研修プログラムを企業等と連携して開発【NWEC】
- ✓地域の企業等に対し、NWEC作成の研修プログラムを積極的に活用【センター】

○関係機関との連携強化とネットワーク構築

- ✓企業や経済団体向けの研修メニューの開発や、センターが地域の企業向けに活用できる教材の作成【NWEC】
- ✓地域の企業・経済団体へのアドバイス・相談対応等のノウハウ習得や専門性の強化【センター】

(参考) 地域女性活躍推進交付金

デジタル人材・起業家育成支援型<補助率3/4>

例: デジタルスキルに関する研修・セミナーの開催、ネットワーク形成支援、就労・マッチング支援

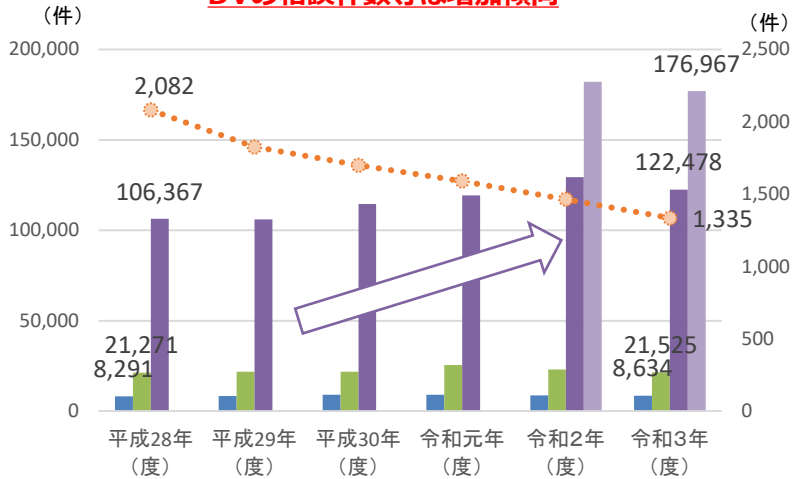
※デジタル関連事業の交付決定自治体数
R5年度 47自治体 (R2: 4, R3: 8, R4: 28)

女性に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪・性暴力などは個人の尊厳を害する重大な人権侵害であり、その防止と被害者の保護は、男女共同参画・女性活躍の前提である。配偶者暴力防止法の改正に係る状況や性犯罪・性暴力対策の進捗等を踏まえ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた具体策について更なる検討を進める必要がある。

図8 配偶者等からの暴力（DV）対策

DVの相談件数等は増加傾向



- 配偶者からの暴力事案等に関する刑法犯・特別法犯の検挙件数(左軸)
- 警察本部長等の援助(左軸)
- 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数(左軸)
- 配偶者暴力相談支援センター等における相談件数(含むDV相談プラス)(左軸)
- 保護命令認容件数(右軸)

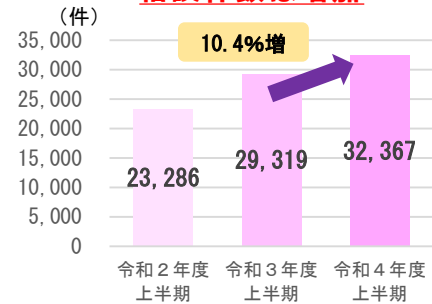
(備考) 最高裁判所資料、内閣府男女共同参画局調べ、「令和3年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」(令和4年3月3日警察庁)を元に内閣府男女共同参画局作成(配偶者暴力相談支援センター等における相談件数は年度であり、それ以外は年の集計)

今国会に、配偶者暴力防止法の一部を改正する法律案を提出

改正法案の国会での審議状況を踏まえ、令和6年4月1日施行を念頭に必要な対策を講じる。

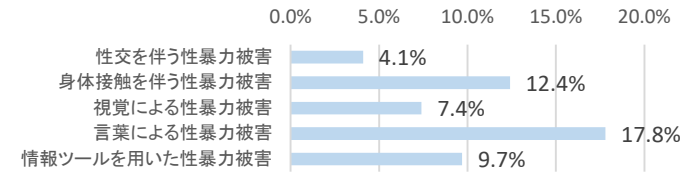
図9 性犯罪・性暴力対策

相談件数は増加



▲(備考) 内閣府男女共同参画局調べ。全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数の推移(令和4年度上半期)
(備考)「令和3年度若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果報告書」より。16~24歳のアンケートモニター(任意の回答者)6,224人(回収率2.8%)の回答を集計したもの。▶

多様な被害が生じている



性暴力被害の分類	例示
性交を伴う性暴力	相手の体の一部や異物を無理やり体内に挿入された、避妊なしに性交させられた 等
身体接触を伴う性暴力	体を触られた、相手の体を触らされた 等
視覚による性暴力	相手の裸や性器を見せられた 等
言葉による性暴力	言葉で性的な嫌がらせを受けた、体の特徴についてからかわれた 等
情報ツールを用いた性暴力	スマホなどで性的に嫌な経験をした、下着姿や裸の写真を送るよう強要された 等

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針(概要)

令和5年3月30日
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」(令和5年度~7年度の3年間)

- 1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用**
(刑事法改正に係る対応、刑事手続の運用に関する検討、刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護)
- 2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防**
(再犯防止対策の更なる強化等、わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止 等)
- 3 被害申告・相談をしやすい環境の整備**
(被害届の即時受理の徹底、ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化、学校等で相談を受ける体制の強化 等)
- 4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立**
(ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実、医療的支援の更なる充実と専門人材の育成 等)
- 5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防**
(発達段階に応じた教育・啓発活動、社会全体への啓発)
- 6 新たな課題等への対応**
(AV出演被害の防止及び被害の救済、インターネット上の性暴力等への対応、痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行、被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止)

本方針に基づく具体的施策は毎年の「女性活躍・男女共同参画の重点方針(女性版骨太の方針)」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。